

庄原市指定給水装置工事事業者の申請に係る必要書類等

【新規指定】

1. 申請書類

定められた様式による届出書（様式第1～3、別表「機械器具調書」）

2. 添付書類

- (1) 定款（法人の場合） ※写し 直近のもので写し可
- (2) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
※発行日から3カ月以内のもので写し不可
- (3) 住民票（個人の場合） ※発行日から3カ月以内のもので写し可
- (4) 給水装置工事主任技術者免状又は主任技術者証の写し
- (5) 機械器具調書に記載する機械器具の写真（A4用紙に印刷したもの）
- (6) 庄原市指定給水装置工事事業者登録情報

3. 登録手数料 1万円（非課税） ※給水条例第38条 別表第4

【代表者・住所等の変更】

1. 申請書類と添付書類（変更から30日以内に提出）

●：該当

	法人		個人
	事業所の名称、所在地 代表者の氏名	役員の氏名	氏名、住所
様式第2	—	●	—
様式第10	●	●	●
定款 ※1	●	—	—
登記簿謄本※2	●	●	—
住民票	—	—	●
変更前事業者証 （返却）	●	—	●

※1 写し 直近のもので写し可

※2 発行日から3カ月以内のもので写し不可

水道法施行規則第34条

【事業の廃止・休止・再開】

1. 申請書類（廃止・休止は30日以内、再開は10日以内に提出）

定められた様式による届出書（様式第11）

【主任技術者の選任・解任】

1. 申請書類（遅滞なく提出）

定められた様式による届出書（様式第3）

2. 添付書類

給水装置工事主任技術者免状又は主任技術者証の写し